

# 朝日村男女共同参画社会推進条例

施行日 令和4年4月1日

## 目 的

## 第 1 条

この条例は、男女共同参画社会の形成について基本理念を定め、村、村民、事業者の責務を明らかにするとともに、村の施策の基本事項を定め、これを総合的かつ計画的に推進することで、男女共同参画社会を実現することを目的とします。

## 定 義

## 第 2 条

### 「男女共同参画社会」

性別等にかかわらず全ての人が、社会の一員として尊重され、自分の意思によって社会のどんな分野でも活動に参画する機会が確保され、均等に政治的、経済的、社会的、文化的利益を受け、かつ、責任も共に担う社会をいいます。

### 「ダイバーシティ」

性の違いだけでなく、年齢、人種、宗教、価値観など多様な人が互いの違いを尊重し合うことをいいます。

### 「女性活躍」

働きたいと考えている女性が、職場で個性と能力を発揮して活躍できることをいいます。

### 「積極的格差是正措置」

これまでの社会の中で性別によって生まれた格差を直すために、男女のいずれか一方に対して、特別の機会を提供することをいいます。

### 「ワーク・ライフ・バランス」

働く人が、仕事とそれ以外の生活(家事、育児、介護、趣味や遊び、地域活動など)のバランスがとれていることをいいます。

### 「ハラスメント」

意図的であるかないかにかかわらず、相手を傷つけ、不利益や不快感を与える人権侵害のことをいいます。「セクシャルハラスメント」、「パワー・ハラスメント」、「マタニティ・ハラスメント」などがあります。

### 「ドメスティック・バイオレンス」

妻や夫、恋人など親密な関係にある(またはあった)人に対して、暴力を行うこと。殴る、蹴るなどの身体的暴力のほか、精神的暴力(怒鳴る、無視する)、経済的暴力(生活費を渡さないなど)も含まれます。

**男女共同参画を進めるための基本的な考え方**

- (1) 全ての人々が、互いに尊重し、性別等による差別を受けないこと、個人としての能力を発揮できること。
- (2) 男だから、女だからという固定的役割分担意識をなくし、様々な活動ができること。
- (3) 施策や方針の決定の場に男女が共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族が、家事、育児、介護などを協力し合い、それ以外の活動を両立できること。
- (5) 男女が互いの性について理解し、尊重し合い、健康な生活を営むことができること。
- (6) 男女共同参画の推進は、国際社会の取組と協調すること。
- (7) 職場における男女差をなくすとともに、家庭における男性の参画を推進し、女性活躍ができること。

**みんなで一緒に取り組みましょう****第4条～第9条****○ 村の責務**

村は、村民、事業者の皆さんと協働してこの施策に取り組みます。

**○ 村民の責務**

- ・村民は、家庭、地域、職場学校その他あらゆる場で、男女共同参画に取り組みましょう。
- ・村の施策に協力しましょう。

**○ 事業者の責務**

- ・事業者は、男女が均等に事業活動に参画できる機会を確保し、また、従業員のワーク・ライフ・バランスに配慮するよう努めましょう。
- ・村の施策に協力しましょう。

**○ 教育における推進**

みんなで、学校教育その他あらゆる場において、基本理念に基づいた教育や意識付けを行うよう努めましょう。

**○ 性別等による差別的扱いの禁止**

いかなる場合も、性別、性的指向、性自認等を理由とした差別的扱い、ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等を行ってははいけません。

**○ 広く表示する情報に関する留意**

不特定多数に向けた情報を発信する際は、性別役割分担、ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等を連想させる表現等は用いないよう努めなければなりません。

## 村は次のことを行います

## 第 10 条～第 21 条

- ・男女共同参画基本計画を策定します。
- ・施策の実施状況を公表します。
- ・情報の提供、啓発活動の充実を講じます。
- ・家庭生活とその他の活動の両立ができるよう支援します。
- ・労働の場での男女の参画機会の均等と平等な待遇を事業者等に働きかけます。
- ・自営業に従事する男女が活躍できるよう環境整備に努めます。
- ・防災体制の構築において、男女双方の視点から取り組みます。
- ・村の審議会や委員会の委員の男女比の均衡に努めます。
- ・性別等に基づく人権侵害の被害者救済のための措置を講じます。
- ・苦情および相談への対応を行います。
- ・効果的に推進するための調査・研究を行います。

## 朝日村男女共同参画審議会を設置します

## 第 22 条～第 28 条

この審議会は、村民の皆さんのご意見や要望を反映させ、男女共同参画の推進のため必要な調査や審議を行います。

委員は 10 人以内で、男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満であってはならないと定められています。